

建部町文化センター施設使用許可変更申請書

指定管理者
建部町文化センターコンソーシアム へ

確認印	受付印

申請者
住所
団体名
氏名 (印)
(電話)

次のとおり建部町文化センターの施設等の使用を変更したいので、岡山市建部町文化センター条例第7条第1項及び岡山市建部町文化センター条例施行規則第6条第4項の規定により申請します。

受付番号	第 号	申請の種類	変更	申請日	平成 年 月 日
使用目的					
使用日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分まで				
使用する施設	1 大ホール 2 小ホール 3 リハーサル室 4 楽屋 5 多目的室() 6 その他()				
使用する備品・器具	※利用料は使用当日			変更事項	
冷暖房	要(時 分から 時 分まで) ・ 不要 ※利用料は使用当日				
使用責任者	住所 氏名 電話			※利用料(変更無い場合は記入不要) 基本利用料 円 割増し 円 延長等 円 既納利用料 ▲ 円 計 円	
備考					

変更後の計がマイナスとなる場合は、原則として還付できません。

追加領収額 円

建部町文化センター施設使用変更許可証

平成 年 月 日

上記の変更申請について、許可します。

【許可条件】

- 付属設備利用料 円は、使用当日にお支払い下さい。
- 冷暖房利用料 円は、使用当日にお支払い下さい。
- その他

建部町文化センター指定管理者
建部町文化センターコンソーシアム

施設	
領収印	設備・冷暖房

※ ご利用前に、裏面注意事項をご一読下さい。

有料施設の使用について

◆許可条件

1. 会場の準備、後片付けは使用許可時間内に行ってください。
2. 使用後のゴミ等は申請者が持ち帰ってください。
3. 次の各号のいずれか事項に該当するときは使用の許可ができません。
 - (1) 公の秩序又は善良な風紀を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) センターの施設及び付属設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
4. 次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上やむを得ない事態が発生したときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用を禁止する場合があります。
 - (1) 建部町文化センター条例・規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段によって使用許可を受けるとき。
 - (3) 前項各号のいずれかに該当するとき。
5. 許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。

◆使用上の注意

1. 施設使用許可証の許可条件をご確認ください。
2. センターの使用が終わったときは、使用した施設・設備を元通りに片付けて下さい。
3. 故意又は過失によりセンターの施設又は設備をき損し、若しくは滅失したときは、これを元通りにし、又はその損害を市若しくは指定管理者に賠償していただきます。また、施設及び付属設備き損(滅失)届の提出が必要です。

※お願い

駐車台数に限りがありますので、お車でお越しの方は乗り合わせ、又は公共交通機関をご利用ください。

障がい者用駐車場への一般の方の駐車はご遠慮ください。

◆音響設備について

CD、DVD、マイクなどの音響設備の操作を担当する方が必要となります。

◆使用許可の変更・取消しについて

変更の注意

使用許可を受けた内容を変更しようとする場合は、変更申請書の提出が必要です。

使用許可書を持参の上、申請してください。

取消しの注意

使用許可を受けた内容を取消しようとする場合は、取消届の提出が必要です。

使用許可書を持参の上、届け出てください。

還付の注意

変更・取消しをした場合、建部町文化センター条例第13条の規定により、納付済利用料は還付できません。ただし、使用者の責めによらないで、センターの使用ができなくなったとき、又は相当の理由があると認められるときは、この限りではありません。

◆問い合わせ先

建部町文化センター管理事務所

電話 086-722-9111

FAX 086-722-4011

開館時間 午前9時から午後10時まで (注)温泉プールは午前10時から午後8時30分まで

休館日 月曜日(祝日の場合は開館します)

年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)

祝日の翌日(土曜日・日曜日・及び祝日を除く)